

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

◎問い合わせ 子育て応援課 ☎0561・56・0736

ひとり親世帯以外の子育て世帯分

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。



※「ひとり親世帯分」で対象となる人には、令和3年4月以降、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給しています。なお、「ひとり親世帯分」を支給された人は、本給付金（その他世帯分）の対象となりません。

1. 対象者

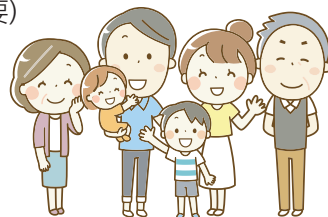
①令和3年4～7月分（いずれか）（令和3年8月分～令和4年3月分は随時対象）の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けており、かつ、令和3年度分の住民税均等割が非課税の人（申請不要）

・児童手当を受けている公務員等は申請が必要です。

②①のほか、対象児童（18歳年度末までの子（障がい児は20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する人（要申請）

㊦ 令和3年度分の住民税均等割が非課税の人

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税と同様の収入になったと認められる人



2. 対象児童

平成15年4月2日（障がいのある場合は平成13年4月2日※）～令和4年2月28日に生まれた児童

※特別児童扶養手当の認定を受けている児童

3. 支給額

児童1人当たり一律5万円

4. 申請方法および支給時期

①申請不要です（ただし、住民税の申告がお済みでない人は、住民税申告および給付金の申請が必要になります）。7月末（予定）に児童手当または特別児童扶養手当の振込口座に振り込みます。

②申請が必要です。子育て応援課にお越しいただくか、ご連絡ください。該当する人は、5. 必要書類を持参の上、直接窓口で手続きしていただきます。申請内容を審査の上、支給決定を行った後に指定口座に振り込みます。なお、支給時期は、申請日の翌月末を予定しています。

5. 必要書類

(1)本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードまたはパスポート）

(2)通帳（電子の場合、画面コピー可）

(3)戸籍謄本

(4)マイナンバーがわかる書類（マイナンバーカード・通知カード・通知書・マイナンバー付き住民票）

(5)令和3年1月以降の任意の1か月分の給与明細など収入がわかる書類（1.対象者の②①に該当の場合）

6. 注意事項

(1)修正申告などにより住民税が課税となった場合や、既に東郷町以外の自治体で本給付金（ひとり親世帯分またはその他世帯分）を受給し、二重受給となった場合は、支給した給付金を返還していただきます。

(2)令和3年4月以降の転入者で、対象となる人について、児童手当または特別児童扶養手当の令和3年4月分の支給市町村が本給付金を支給する場合がありますので、二重受給とならないよう、わかり次第早急に子育て応援課にご連絡ください。